

議 案 説 明 資 料

【 目 次 】

- ・ **報告第 2 号**
八幡浜市国民保護計画の変更について p. 1
- ・ **議案第 7 号・第 22 号**
 - ・ 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の変更について
 - ・ 八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について p. 5
- ・ **議案第 11 号**
八幡浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について p. 7
- ・ **議案第 13 号**
八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について p. 9
- ・ **議案第 14 号**
八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について p. 11
- ・ **議案第 17 号**
八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する
条例の制定について p. 13
- ・ **議案第 29 号**
八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について . . . p. 14
- ・ **議案第 30 号**
菊池清治邸設置条例の制定について p. 17
- ・ **議案第 31 号**
旧宇都宮壯十郎邸設置条例の制定について p. 19

令和 2 年 3 月
(令和 2 年 2 月 25 日提出)

件 名	八幡浜市国民保護計画の変更について
担 当 課	総務企画部 総務課
根拠法令等	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 6 項及び第 8 項

【国民保護計画について】

- 北朝鮮による弾道ミサイルの発射等から生命や財産を守るため、平成 16 年に「国民保護法」が施行されました。
- 同法により、地方公共団体には国民保護計画の作成が義務付けられ、市は、平成 19 年に「八幡浜市国民保護計画」を作成しました。

【変更内容について】

- 国の指針の変更やシステムの整備等を受け、市の計画を変更しました。

1. 国民の保護に関する基本指針の変更（H29.12）に伴う変更

- ① 広域又は地下への避難訓練や情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加（40 ページ）

旧	新
(新規)	NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に有力な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

※ NBC 攻撃とは、核（nuclear）・生物（biological）・化学（chemical）兵器による攻撃のことである。

- ② 地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握することを明記（45 ページ）

旧	新
爆風等からの直接被害を軽減するため、一時的な避難場所としてコンクリート造等の堅ろうな建築物_____を指定するよう配慮する。	爆風等からの直接被害を軽減するため、一時的な避難場所としてコンクリート造等の堅ろうな建築物や地下街等の地下施設を指定するよう配慮する。
(新規)	事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し

- ③ 平素から、Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記（78 ページ）

旧	新
このため、 <u>弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、</u> <u>すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u>	このため、 <u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u>

2. システム等の整備に伴う変更

緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、安否情報システムに関する記述を追加（37、69、88 ページ）

旧	新
(新規)	イ 全国瞬時警報システムの整備 市は、国からの緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため全国瞬時警報システム（J-ALERT）を常に最適な状態に整備しておくとともに、自動起動機等による情報周知手段の拡大整備に努める。
(新規)	市は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努めるものとする。
<u>警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき</u> <u>、原則として以下の要領により行う。</u>	<u>警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携して</u> <u>いる情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u>
市が、県に行う報告は、 <u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</u>	市が、県に行う報告は、 <u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</u>

3. その他の変更

① 市地域防災計画原子力災害対策編等新設に伴う修正（6 ページ）

旧	新
市は、国民保護措置が現行の市 _____ 地域防災計画（風水害等対策編・ <u>震災</u> 対策編 _____）（以下「 <u>地域防災計画</u> 」という。）、 <u>旧保内町の原子力防災計画</u> _____ 及び愛媛県地域防災計画（別冊原子力防災計画）における自然災害、事故災害、原子力災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取組を活用するよう努める。	市は、国民保護措置が現行の八幡浜市地域防災計画（風水害等対策編・ <u>地震災害対策編</u> ・ <u>津波災害対策編</u> ）（以下「 <u>市地域防災計画</u> 」という。）、 <u>八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）</u> 及び愛媛県地域防災計画 _____ における自然災害、事故災害、原子力災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取組を活用するよう努める。

※ 武力攻撃原子力災害に係る対応の詳細は、主に原子力災害対策編を参照のこと。

② 市の面積、気温、降水量、人口分布等の時点修正（14～22 ページ）

③ 市や関係機関の組織・名称等の時点修正（9～12、29、57～60 ページ）

④ 市対策本部長の代替職員の見直し（31 ページ）

旧					新				
名 称	正規職員	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	名 称	正規職員	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長	市 長	助 役	収 入 役	教 育 長	本部長	市 長	副市長	総務企画部長	産業建設部長
副本部長	助 役	収 入 役	教 育 長	総務課長					

⑤ 災害対策基本法の改正に伴う変更（災害時要援護者→避難行動要支援者）

⑥ 愛媛県国民保護計画に準拠した変更

【変更の手続きについて】

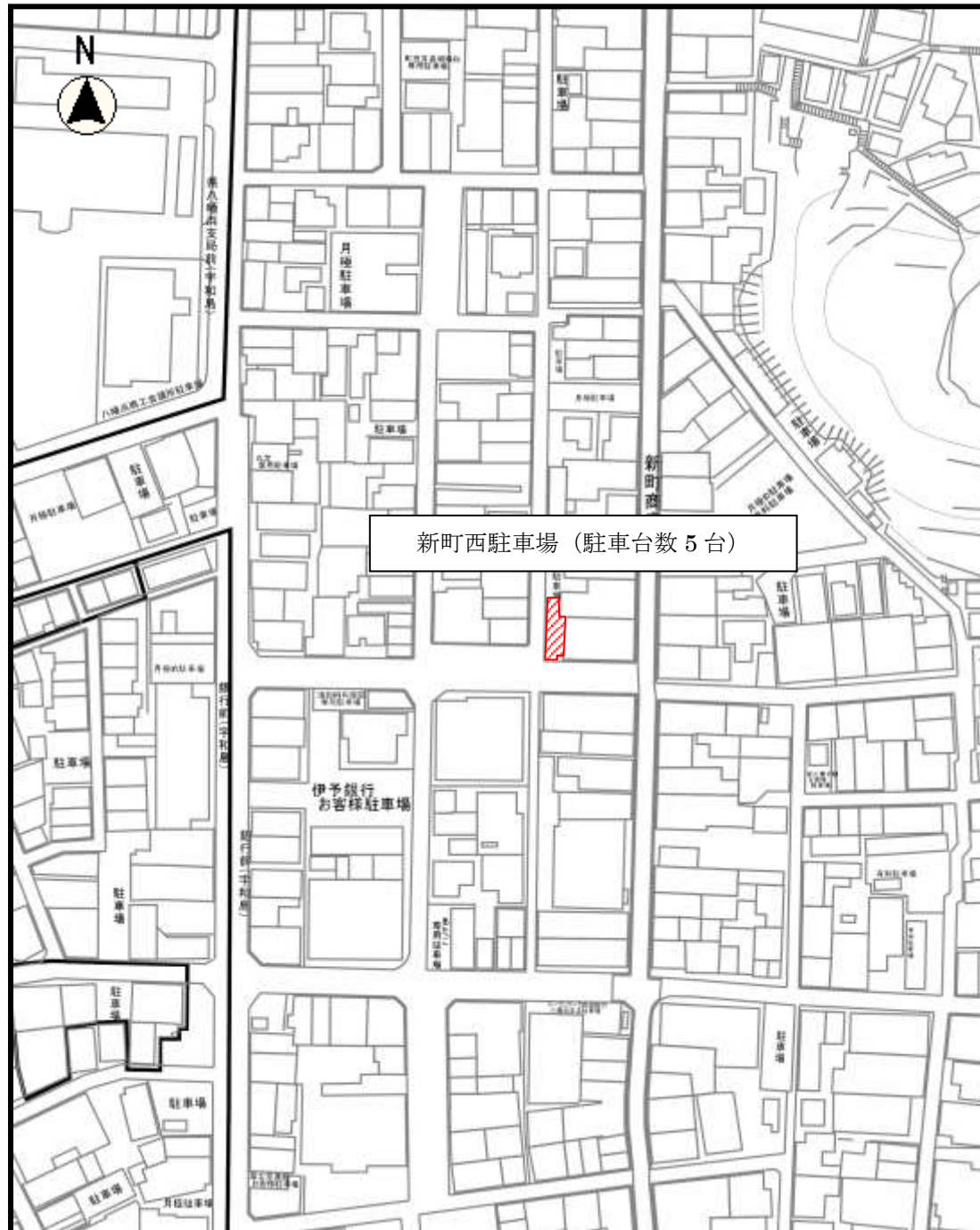
- 計画の修正案について、以下の通りご審議をいただきました。
 - ① 第1回意見照会 (令和元年11月5日～20日)
 - ② 第1回国民保護協議会→諮問 (令和元年11月25日)
 - ※ 市議会全員協議会での説明 (令和元年12月3日)
 - ③ パブリックコメント→意見なし (令和元年12月4日～令和2年1月6日)
 - ④ 第2回意見照会 (令和2年1月9日～17日)
 - ⑤ 第2回国民保護協議会→答申 (令和2年1月31日)
 - ※ 内容についての指摘・修正事項なし
 - ⑥ 愛媛県との協議→完了 (令和2年1月31日～令和2年2月6日)
 - ※ 内容についての指摘・修正事項なし

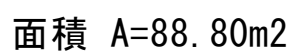
- 国民保護法第35条第6項の規定により、議会へご報告し、市民に公表します。

議案第 7 号 及び 議案第 22 号関係

件 名	・ 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称の変更について ・ 八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	産業建設部 商工観光課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項及び第 6 項
施 行 日	令和 2 年 4 月 1 日

位置図



1/200

AP : 料金精算機
FG : フラップ板
LC : ループコイル

市道 新開地通り線

議案第11号関係

件名	八幡浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	・消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条 ・消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）
施行日	令和2年4月1日

【現行の支給額】

単位：千円

階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び 班長	団員
5年以上10年未満	239	229	219	214	204	200
10年以上15年未満	344	329	318	303	283	264
15年以上20年未満	459	429	413	388	358	334
20年以上25年未満	594	534	513	478	438	409
25年以上30年未満	779	709	659	624	564	519
30年以上	979	909	849	809	734	689

【現行】

- 各階級とも勤続年数5年単位に支給額を設定
- 勤続年数30年以上の支給額が上限

【改正案】

- 勤続年数「30年以上31年未満」までの勤続年数単位・支給金額は現行と同じ
- 勤続年数「31年以上」から「45年以上」までの支給額を増設
- 増設部分は、1年単位で支給額を設定

【増設部分支給額算出方法】

- 「25年以上30年未満」と「30年以上31年未満」の支給額の間差額を5年で割り、1年単位の金額を算出する。算出した1年単位の金額を毎年加算する。

《参考》 階級「分団長」の場合

※勤続年数「30年以上31年未満」849千円と「25年以上30年未満」659千円の間差額
 $849\text{千円} - 659\text{千円} = 190\text{千円}$

※5年単位の間差額200千円から1年単位の額を算出

$190\text{千円} \div 5\text{年} = 38\text{千円/年}$ 1年あたり 38千円を増額

※勤続年数31年の分団長は、 $849\text{千円} + 38\text{千円} = 887\text{千円}$

※勤続年数32年の分団長は、 $887\text{千円} + 38\text{千円} = 925\text{千円}$

《例》 勤続年数34年の最高到達階級「分団長」の団員が退職する場合

【現行】30年以上 849千円

【改正】30年以上 849千円 + 152千円（38千円×4年） = 1,001千円

※階級「分団長」の1年あたりの加算額38千円

《該当者》（令和2年4月1日時点）

勤続年数 31年～40年：27名

【改正後の支給額】（案）

単位：千円

階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び 班長	団員
5年以上10年未満	239	229	219	214	204	200
10年以上15年未満	344	329	318	303	283	264
15年以上20年未満	459	429	413	388	358	334
20年以上25年未満	594	534	513	478	438	409
25年以上30年未満	779	709	659	624	564	519
30年以上31年未満	979	909	849	809	734	689
31年以上32年未満	1,019	949	887	846	768	723
32年以上33年未満	1,059	989	925	883	802	757
33年以上34年未満	1,099	1,029	963	920	836	791
34年以上35年未満	1,139	1,069	1,001	957	870	825
35年以上36年未満	1,179	1,109	1,039	994	904	859
36年以上37年未満	1,219	1,149	1,077	1,031	938	893
37年以上38年未満	1,259	1,189	1,115	1,068	972	927
38年以上39年未満	1,299	1,229	1,153	1,105	1,006	961
39年以上40年未満	1,339	1,269	1,191	1,142	1,040	995
40年以上41年未満	1,379	1,309	1,229	1,179	1,074	1,029
41年以上42年未満	1,419	1,349	1,267	1,216	1,108	1,063
42年以上43年未満	1,459	1,389	1,305	1,253	1,142	1,097
43年以上44年未満	1,499	1,429	1,343	1,290	1,176	1,131
44年以上45年未満	1,539	1,469	1,381	1,327	1,210	1,165
45年以上	1,579	1,509	1,419	1,364	1,244	1,199



太枠：増設部分

件 名	八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 社会福祉課
根拠法令等	・災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号） ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）
施 行 日	公布の日

【1. 条例改正の理由】

○災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴う条例改正

「災害弔慰金の支給等に関する法律」は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて規定する法律である。

【2. 法律改正の背景】

- 平成 7 年の阪神・淡路大震災の当時は、被災者生活再建支援法（平成 10 年制定）がなく、義援金についても一世帯当たりでは少なかったこともあり、多くの被災者が、災害援護資金に頼って生活を再建することを余儀なくされた。
- 災害援護資金の償還は 10 年で行うものとされているが、被災者の中には、貸付けを受けたものの生活再建が思うようにいかず、多数の方々が期限内の償還が困難となっている。
- 未償還分については国や都道府県の原資貸付金の扱いをどのようにするのか、また、借受人の高齢化に加え、被災自治体の債権管理コストが課題となっている。

【3. 改正法の概要】

●被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日以前に生じた災害に係る償還免除の特例

（1）被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による災害援護資金の償還免除

◇所得要件：総所得 — 公租公課 < 150 万円（生活保護扶助費を参照）

◇資産要件：

- ①自らが居住している土地・建物は、著しく高額なマンション等ではないと認められること
- ②①以外の実物資産は、償還に充てることができるものを保有していないと認められること
- ③資産としての預貯金は 20 万円以下であること

●平成 31 年 4 月 1 日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

（2）平成 31 年 4 月以降は保証人の要否を市町村に委ねたことを踏まえ、それ以前の災害に係る災害援護資金について、償還期限から 10 年経過後に、議会の議決を経て市町村が保証債権を放棄できるようにする。

（概要(1)(2)は当市に該当なし）

●債権管理の実態を教訓に現行貸付制度の不備の是正

- (3) 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを法律に明記
- (4) 償還免除の事由として、死亡又は重度障害の場合に加えて、新たに破産手続開始又は再生手続開始の決定を受けたときも法律に規定
- (5) 償還金の支払猶予や免除をするか否かを判断するにあたり、市町村に資産や収入の状況を調査する権限を付与
- (6) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査・審議するため、審議会等を設置するよう努める。

件 名	八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 子育て支援課
根拠法令等	・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）
施 行 日	令和 2 年 4 月 1 日

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部改正により幼児教育・保育無償化の対象となる施設・事業（認可外施設・預かり保育・一時預かり等）に対する給付制度が創設されことによる改正及びその他所要の改正を行うもの

2 改正の概要

（1）題名の改正

条例の題名を「八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に改める

（2）用語の整備

<改正前>

<改正後>

- ・「支給認定」 ⇒ 「教育・保育給付認定」
- ・「支給認定保護者」 ⇒ 「教育・保育給付認定保護者」
- ・「支給認定子ども」 ⇒ 「教育・保育給付認定子ども」

（3）市長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和（第 4 2 条）

- ① 代替保育の提供元としての小規模保育事業 A 型等の追加
- ② 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和
- ③ 満 3 歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除
- ④ 連携施設に関する経過措置（5 年の経過措置の延長）

（4）特定子ども・子育て支援施設等の基準の新設（第 5 3 条～第 6 1 条）

幼児教育・保育無償化に伴い「施設等利用給付」の対象となる幼稚園（旧制度）、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業等の運営に関する基準を定めるもの

- ① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
- ② 利用料及び特定費用の額の受領
- ③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
- ④ 法定代理受領の場合の読替え（②・③の適用）
- ⑤ 施設等利用給付認定保護者に関する市への通知
- ⑥ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則
- ⑦ 秘密保持等
- ⑧ 記録の整備

（5）その他

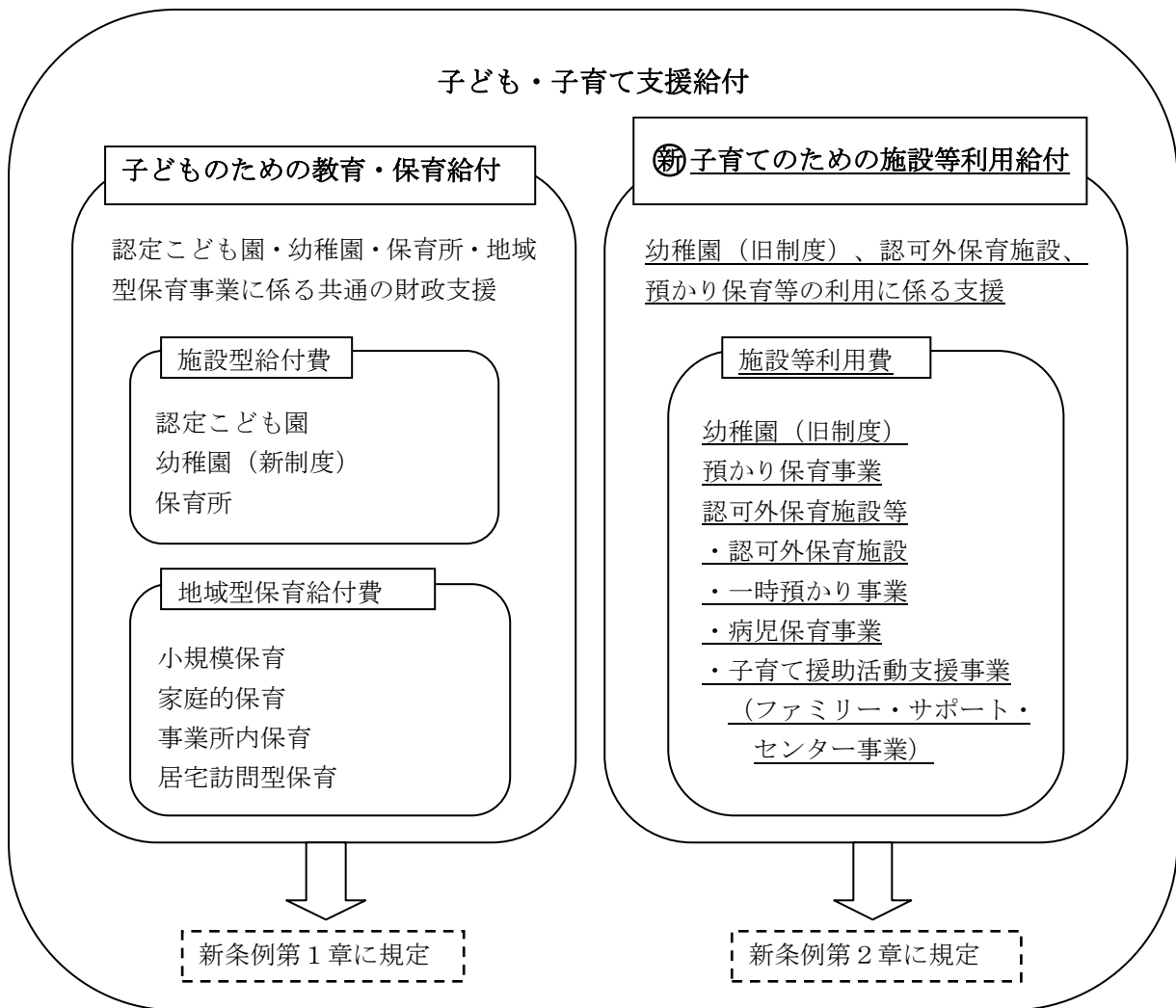
改正法における略称の変更や条項ずれに伴う改正を行う

(6) 経過措置（改正内閣府令附則第2条）

内閣府令の施行の日から起算して1年を超えない期間内に、この内閣府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「新運営基準」）に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第34条第2項又は第46条第2項に規定する市の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市の条例で定める基準とみなす。

【参考】子ども・子育て支援新制度における「子ども・子育て支援給付」のイメージ

※ ⑧ 下線部分が法の一部改正により創設されたもの



件 名	八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 生活環境課
根拠法令等	現行法令では、太陽光発電事業及び風力発電事業については、必要な規制を実施することができない。
施 行 日	令和2年4月1日（一部は、公布の日）

【1. 制定理由】

環境意識の高まりや東日本大震災を教訓とした国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー発電施設は、近隣市町でも設置件数が増加しています。当市においても、大規模な太陽光発電施設や風力発電施設の設置計画があります。

全国各地の再生可能エネルギー発電施設（太陽光、風力）において、森林伐採による景観の阻害、低音振動、低周波による人体への影響、居住区への反射光の影響、造成に伴う土砂災害の不安などが問題になっています。また、過去において、台風等の強風や豪雨で施設が崩壊した事例もありました。

現行法令では、太陽光発電事業及び風力発電事業について、必要な規制が実施できない状況です。発電事業者と地域との紛争をあらかじめ防止し、当市の美しい自然環境や景観及び市民の安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るため、この条例を制定するものです。

なお、県内では、愛南町、上島町において、同趣旨の条例が制定されています。

【2. 条例の概要】

- 事業者が、本条例の適用を受ける事業を開始する際には、あらかじめ市長と事前協議を行い、市長の同意を得た後でなければ、事業に着手してはならない。（同意制）
- 本条の適用となる事業については、地元説明会を必須とし、必要に応じて、指導・助言・勧告等を行う。
- 市長の勧告に従わない場合、事業者の名称及び所在地並びに勧告内容を公表する。
- 当面、太陽光発電及び風力発電を対象とする。

【3. 適用対象】

太陽光 事業区域の面積が500㎡以上の発電事業

風 力 高さが13m以上の発電事業

議案第 29 号関係

件 名	八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について
担 当 課	教育委員会 生涯学習課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項
施 行 日	公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において、規則で定める日 （一部は、公布の日等）

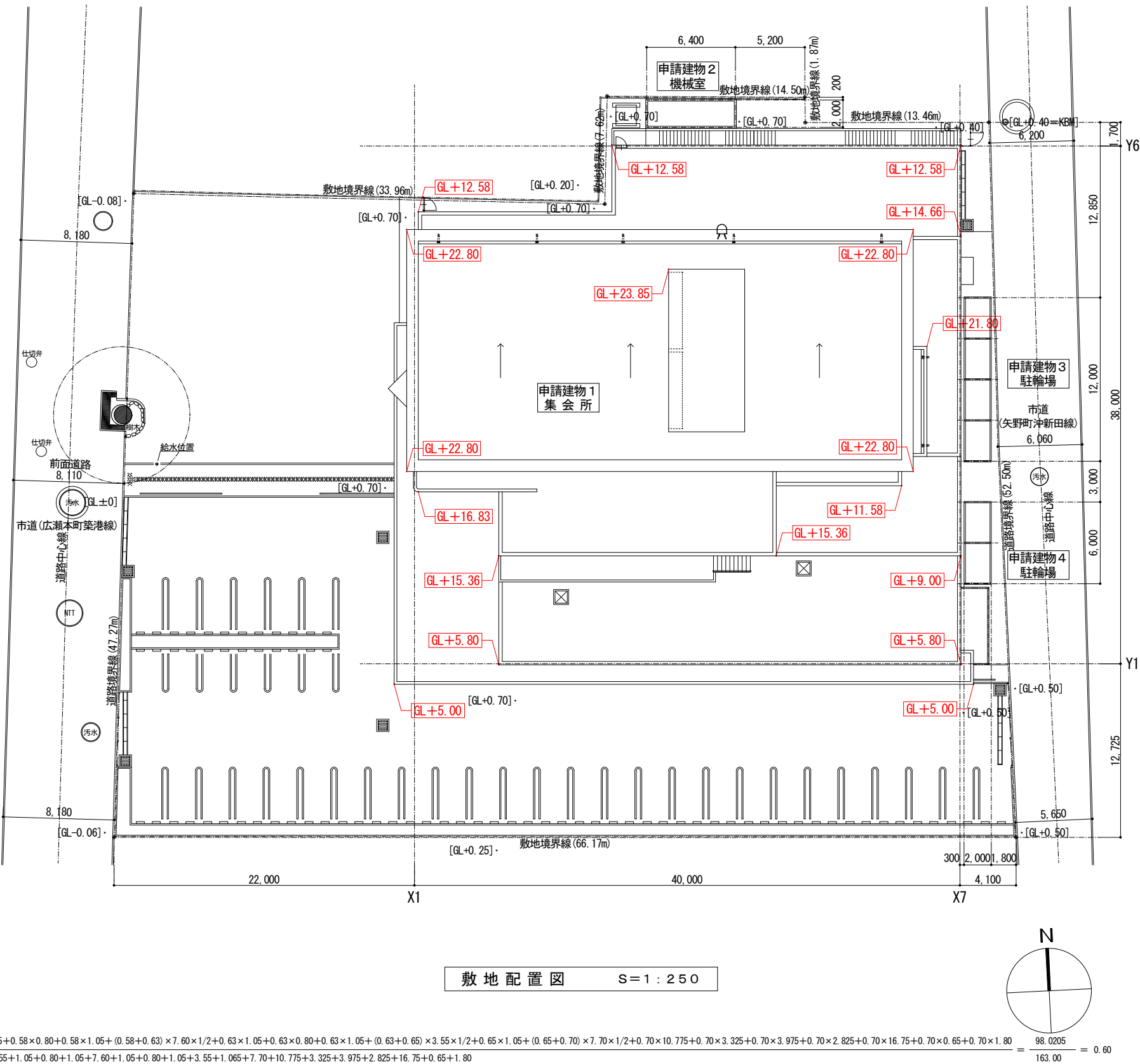
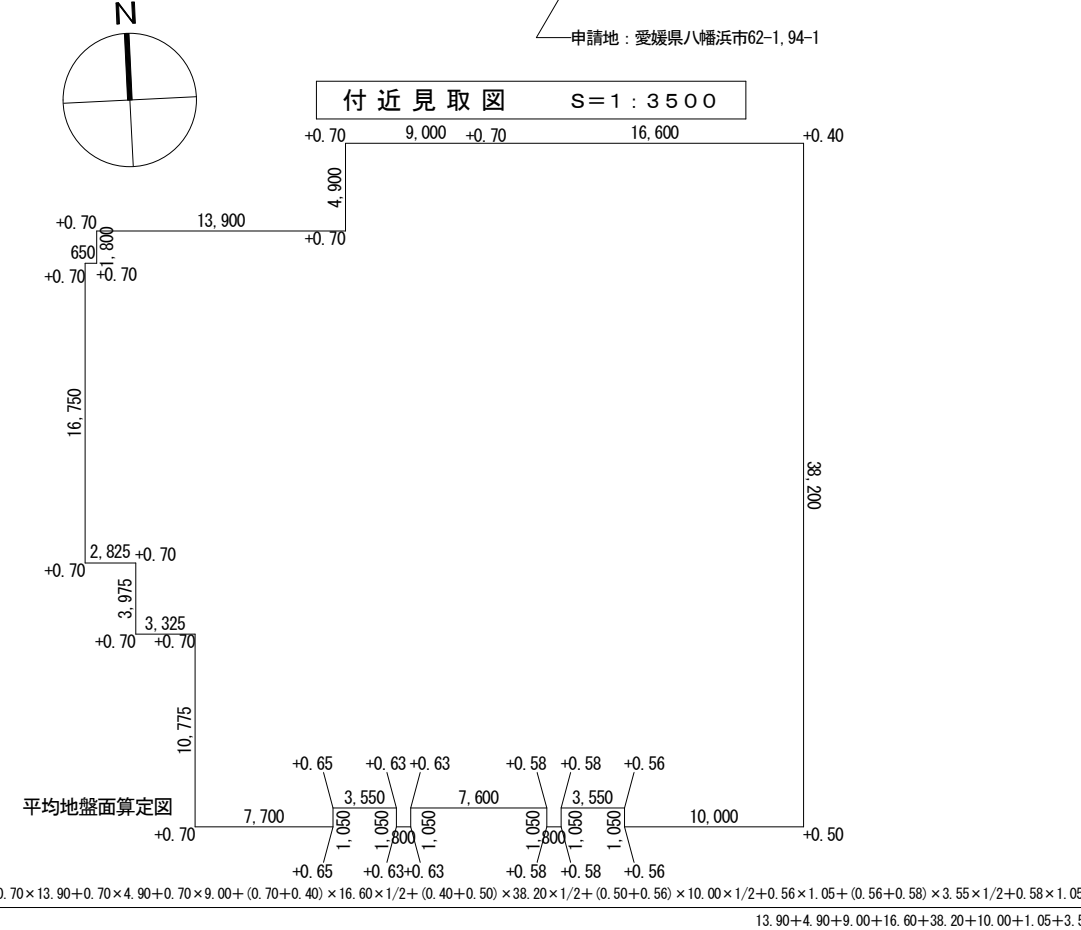
位置図



外觀写真



敷地配置図



新企画設計 株式会社
SIN PROJECT ARCHITECTURAL ASSOCIATION

一級建築士事務所(愛媛県)知事登録 第1210号
一級建築士(大田)登録 第320083号 白石 学

工事業 (仮称)文化活動センター建設事業

図名 付近見取図・敷地配置図

検印

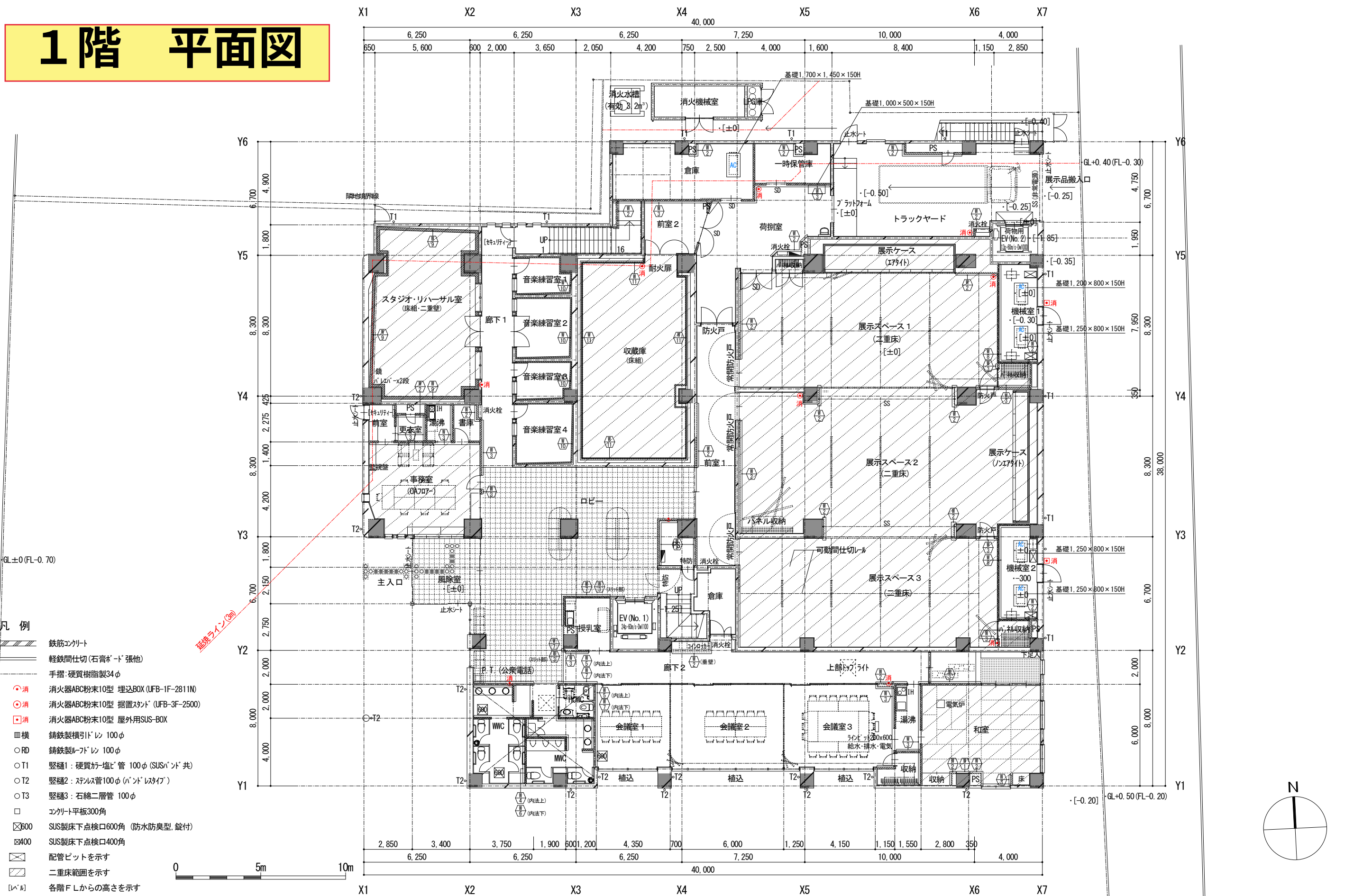
製図

日付

平均地盤面=設計GL+0.60

図番 D-001

1階 平面図



新企画設計 株式会社
SIN PROJECT ARCHITECTURAL ASSOCIATION

一級建築士事務所(愛媛県)知事登録 第1210号
一級建築士(大田)登録 第320083号 白石 学

工事業 (仮称)文化活動センター建設事業

図名 1階平面図

検印

製図

日付

平均地盤面=設計GL+0.60

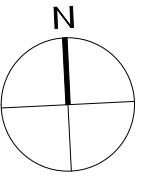
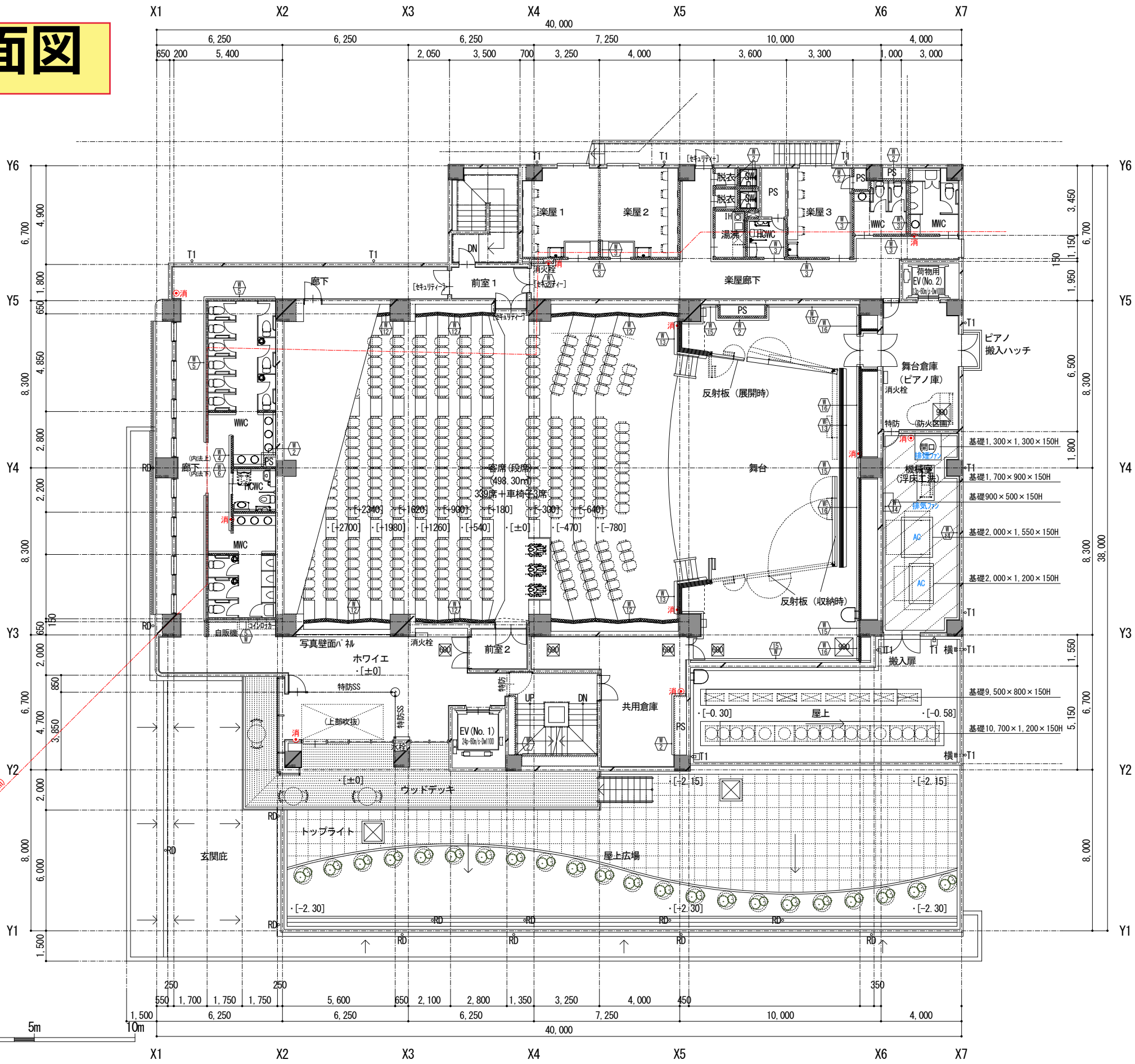
図番 D-007

2階 平面図

凡 例

- 鉄筋コンクリート
- 軽鉄間仕切 (石膏ボード張他)
- 手摺 硬質樹脂製34φ
- 消火器ABC粉末10型 埋込BOX (UFB-1F-2811N)
- 消火器ABC粉末10型 据置スタンド (UFB-3F-2500)
- 消火器ABC粉末10型 屋外用SUS-BOX
- Ⅲ横 鋼鉄製横引ドレン 100φ
- RD 鋼鉄製ドレン 100φ
- T1 堅縄1: 硬質ガラス管 100φ (SUSバンド共)
- T2 堅縄2: ステンレス管 100φ (バンド共)
- T3 堅縄3: 石綿二層管 100φ
- コーティング板300角
- SUS製床下点検口600角 (防水防臭型、錠付)
- SUS製床下点検口400角
- 配管ピットを示す
- 二重床範囲を示す
- [レベル] 各階F.L.からの高さを示す

0 5m 10m



新企画設計 株式会社
SIN PROJECT ARCHITECTURAL ASSOCIATION

一級建築士事務所 (愛媛県) 知事登録 第1210号
一級建築士 (大臣) 登録 第320683号 白石 学

工事名 (仮称)文化活動センター建設事業

図名 2階平面図

縮尺 S=1:150

検印

製図

日付

図番

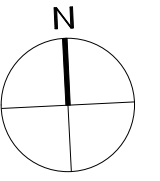
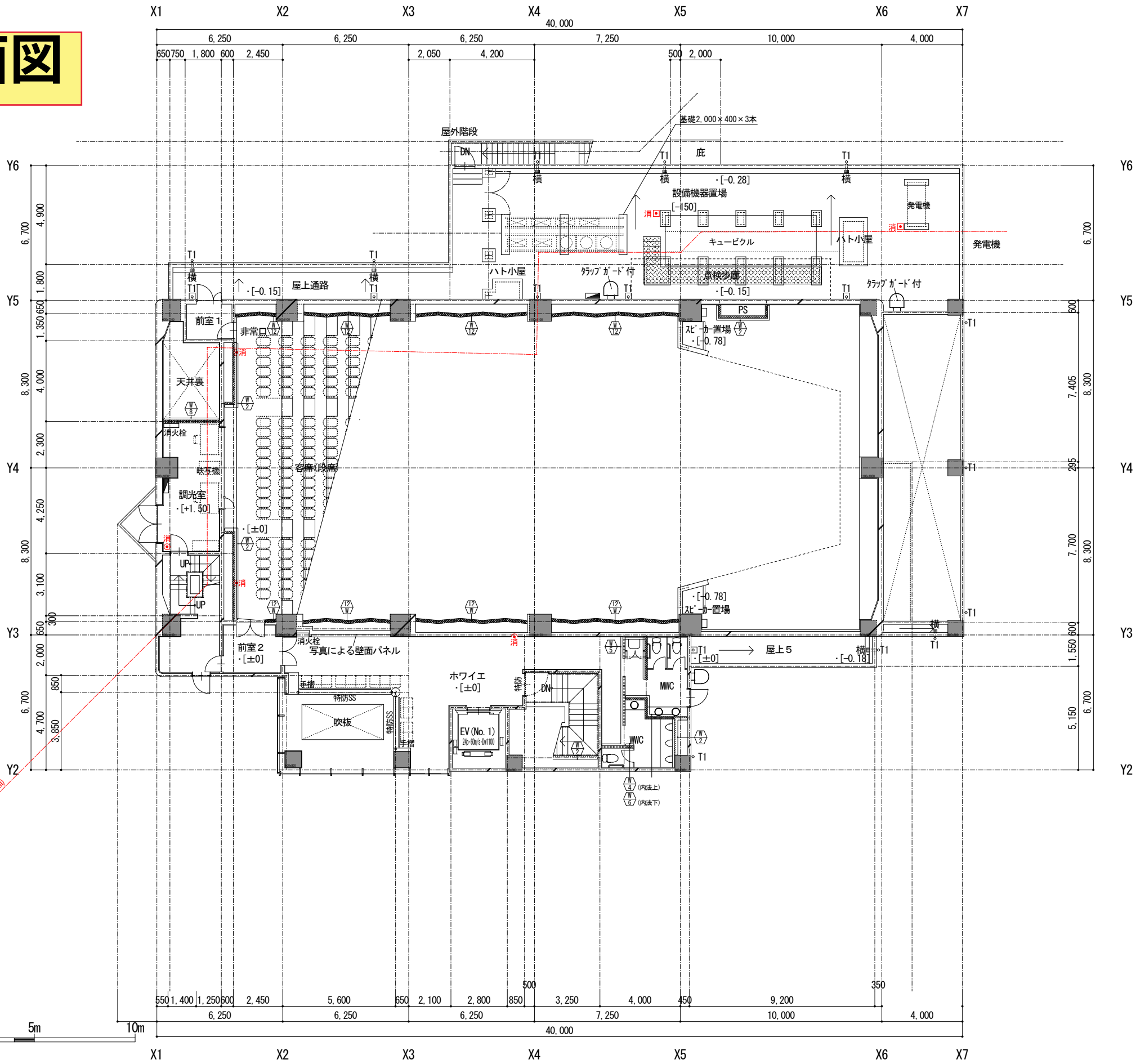
D-009

3階 平面図

凡 例

- 鉄筋コンクリート
- 軽鉄間仕切 (石膏ボード張他)
- 手摺 硬質樹脂製34φ
- 消火器ABC粉末10型 埋込BOX (UFB-1F-2811N)
- 消火器ABC粉末10型 据置スタンド (UFB-3F-2500)
- 消火器ABC粉末10型 屋外用SUS-BOX
- Ⅲ横 鋼鉄製横引ドレン 100φ
- RD 鋼鉄製ドレン 100φ
- T1 堅縄1: 硬質ガラス管 100φ (SUSバンド共)
- T2 堅縄2: ステンレス管 100φ (バンド共)
- T3 堅縄3: 石綿二層管 100φ
- コーティング板300角
- SUS製床下点検口600角 (防水防臭型、錠付)
- SUS製床下点検口400角
- 配管ピットを示す
- 二重床範囲を示す
- [レベル] 各階F.L.からの高さを示す

0 5m 10m



新企画設計 株式会社
SIN PROJECT ARCHITECTURAL ASSOCIATION

一級建築士事務所 (愛媛県) 知事登録 第1210号
一級建築士 (大臣) 登録 第320683号 白石 学

工事名 (仮称)文化活動センター建設事業

図名 3階平面図

縮尺 S=1:150

検印

製図

日付

図番

D-010

議案第 30 号関係

件 名	菊池清治邸設置条例の制定について
担 当 課	教育委員会 生涯学習課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項
施 行 日	令和 2 年 4 月 1 日（一部は、公布の日）

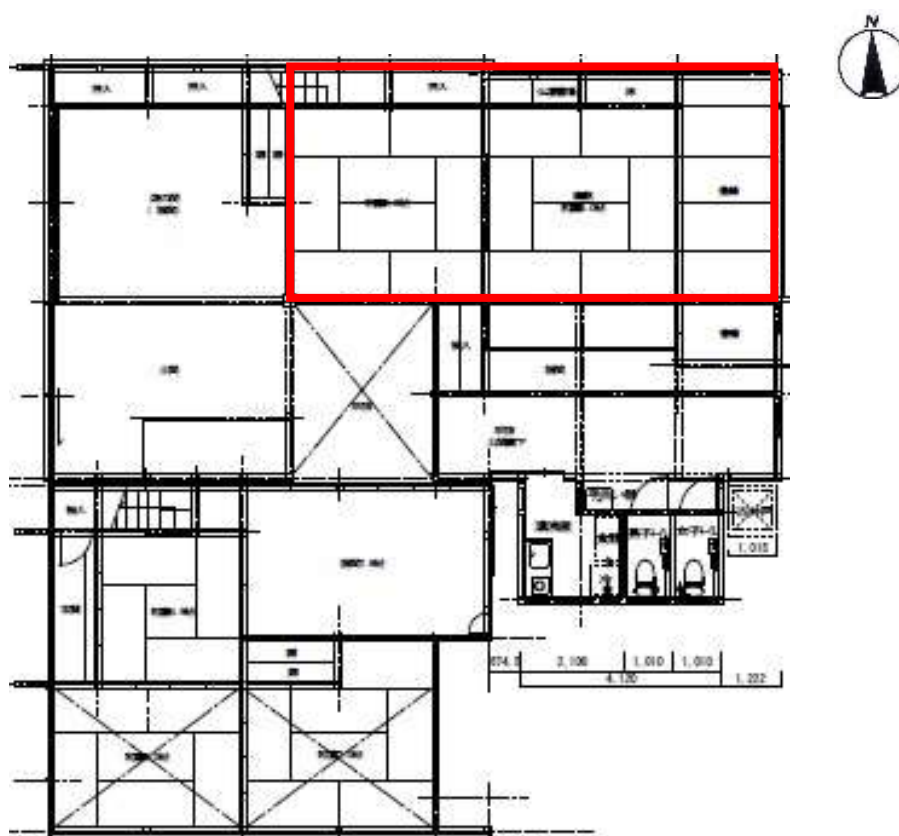
位置図



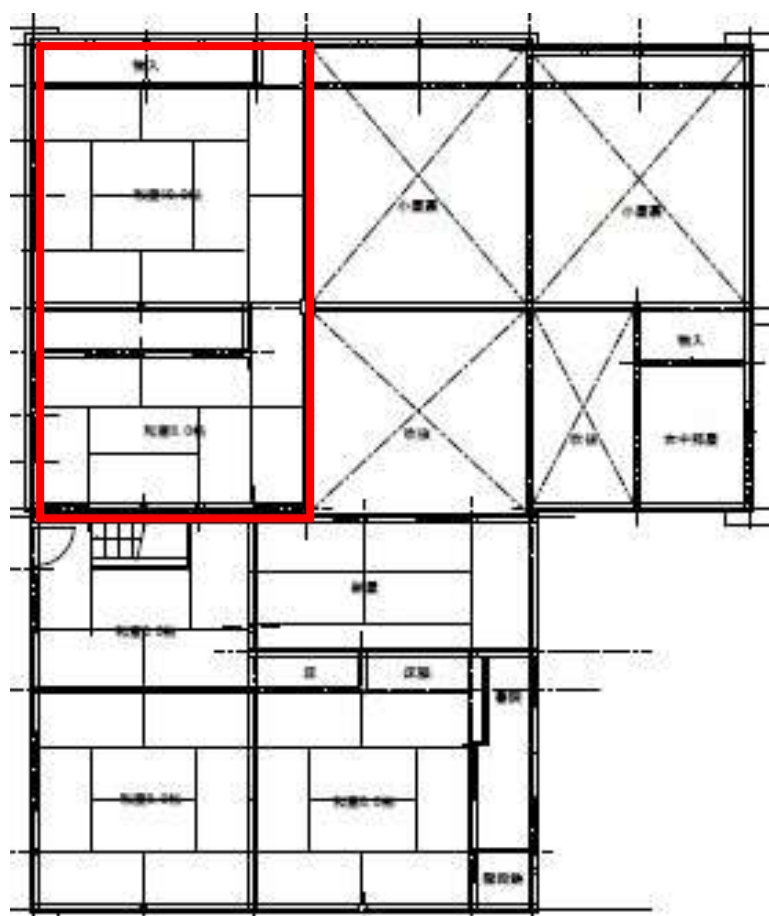
外観写真



平面図
1 階



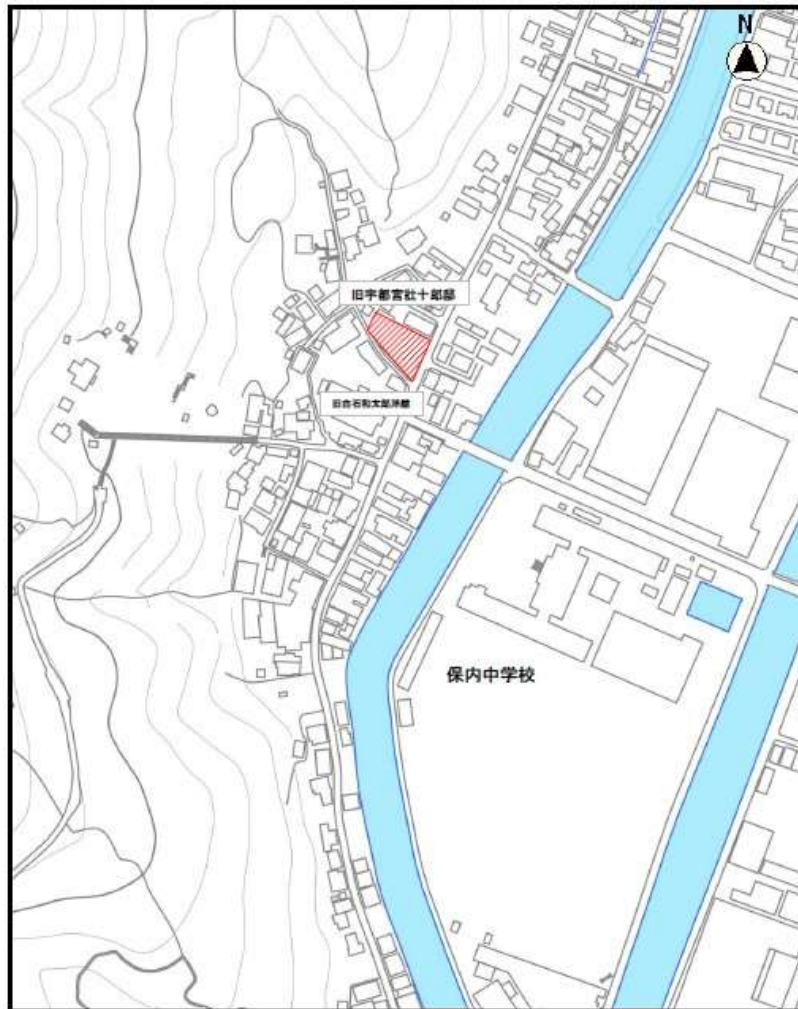
2 階



議案第 31 号関係

件 名	旧宇都宮壯十郎邸設置条例の制定について
担 当 課	教育委員会 生涯学習課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項
施 行 日	令和 2 年 4 月 1 日（一部は、公布の日）

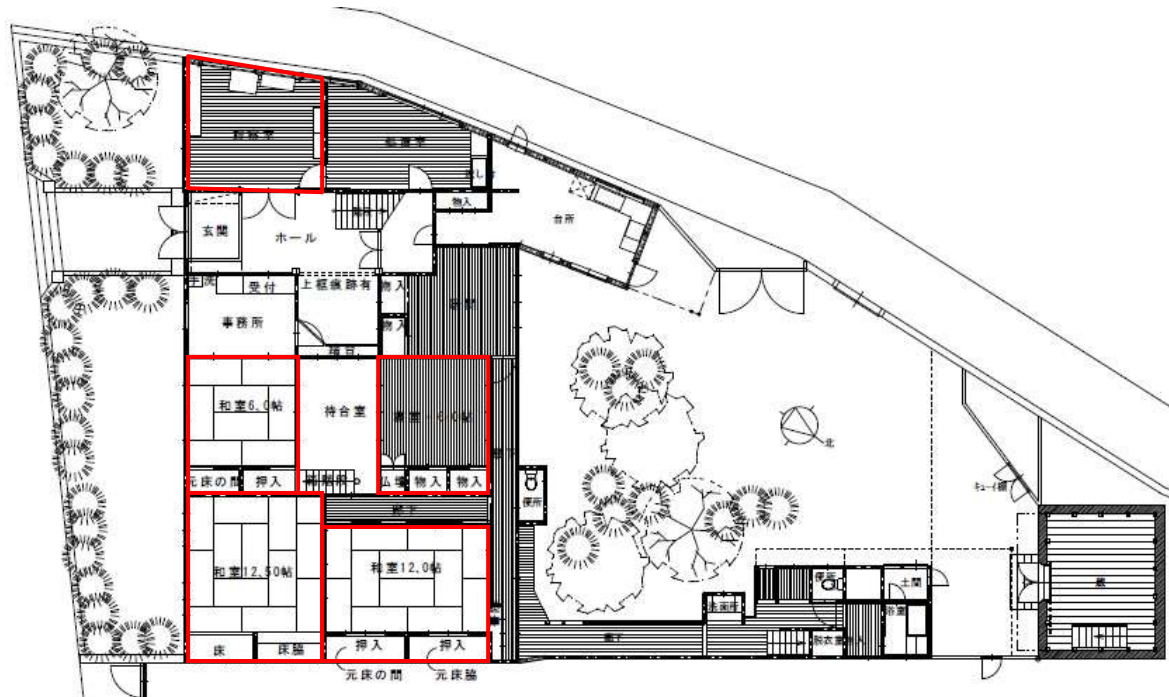
位置図



外観写真



平面図
1 階



2 階

